

件名

金融商品取引業者営業保証金規則第十八条第一項の規定に基づき金融庁長官が定める書類を定める件

○金融庁告示第 号

金融商品取引業者営業保証金規則（平成十九年内閣府  
法務省令第三号）第十八条第一項の規定に基づき、金融庁

長官が定める書類を次のように定め、令和四年 月 日から適用する。

令和四年 月 日

金融庁長官 中島 淳一

金融商品取引業者営業保証金規則第十八条第一項に規定する金融庁長官が定めるものは、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第二条第一項の規定の適用を受ける者に係るものとする。